

# 議会改革推進特別委員会 調査結果報告

## 1. はじめに

本委員会は、議会改革推進に関する事項として、議員定数、議員報酬、政務活動費（※）、政治倫理等について調査研究を行うため、昨年6月定例会において10人の委員構成で設置されました。以来、計15回にわたって付託された4項目について活発な議論を重ねてまいりました。

（※）付託の時点では「政務調査費」でしたが、地方自治法の改正に伴い名称が「政務活動費」に改められたことから、本報告では政務活動費としています。

第2回特別委員会で議論の進め方を協議し、①議員定数・議員報酬・政務活動費の3項目を一体と捉えて先行して議論を進めること、②3項目について一定の方向性を出したところで市民アンケートを実施すること、③アンケートの実施と並行して政治倫理の協議を進めること、④アンケート結果を参考にして最終的な方向性を打ち出すことを確認いたしました。

また、議員定数・議員報酬・政務活動費については、協議の参考とするため、近隣自治体や人口・面積が本市と同規模の自治体など、全国の34市議会を対象に独自の調査を実施いたしました。内容は、現状や見直しの実績、今後の改定予定などについてであります。この調査の結果に加えて、全国市議会議長会の資料等も参考にしながら委員会では検討を進めてまいりました。

先述した市民アンケートについては、昨年11月、無作為で抽出した市内在住の20歳以上の市民の方3,000人にアンケート用紙を発送し、946人の方からご回答をいただきました。回答率は31.5%でありました。本アンケートにご協力をいただきました皆様には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。なお、調査結果については、市議会だよりやホームページで公表しております。

このような経緯を踏まえ、去る2月21日に第15回特別委員会を開催し、検討事項の最終取りまとめについて協議いたしましたので、その結果を項目ごとに報告いたします。

## 2. 議員定数について

本委員会では、議員定数の議論を進めるにあたり、まずは削減ありきではなく、地域性や人口・面積などを考慮し、全国の類似自治体との比較も参考にしながら検討を進めていくことを確認しました。

議会の活動は委員会の活動が中心となっている現状を踏まえ、“常任委員会を効率的に運営できる人数”を議論のベースに置きながら、本市議会の適正な定数について検討してまいりました。様々な意見がありましたが、第4回特別委員会において、①会議の効率上1委員会に7名以上は必要であること、②4委員会制の見直しもありえることを確認し、その上で削減を視野に入れながら検討を進めていくことで意見集約がなされました。

市民アンケート実施後の委員会では、アンケート結果から削減は大方の市民の意向であり、また市の行財政改革に対して議会としても改革の範を示すべきとの理由から、一定数の削減は必要であるとの意見で一致いたしました。引き続き、具体的な人数の検討に入りましたが、1委員会の人数及び委員会の数という観点から、26人と28人の2つの意見に分かれました。26人の根拠は「8人×3常任委員会プラス正副議長」、28人の根拠は「7人×4常任委員会」であります。2つの意見を委員会の中間報告として全議員に示し、その後、委員外議員に中間報告に対する意見をお願いしたところ、26人・28人・現状維持(30人)をそれぞれ望む意見が寄せられました。

それらの意見を踏まえて、第13回の特別委員会で最終的な取りまとめをいたしました。委員会における主な意見を申し上げますと、

◇26人の立場の委員からは、

- ・定数は30名だが、実際は29人である。28人では実質1名の減であり市民から定数を削減したと見てもらえないのではないか。
- ・26人でも議員活動のあり方を工夫することで、適切な対応を図ることができる。といった意見がありました。

◇また、28人の立場の委員からは、

- ・議員は減らすべきだが、地元にはいてほしいという声が多い。その声を見捨てることはできない。
- ・合併後10年間は非常に大事な時期であり、議会にも多様な声が必要である。大幅な削減は避けるべきだ。といった意見がありました。

最後まで 26 人と 28 人に意見が分かれ、28 人の少数意見もありましたが、26 人を求める意見が圧倒的に多かったことから『議員定数を 4 名削減して 26 人とする』ことを本委員会の結論とすることに決定いたしました。また、この決定にあわせて、常任委員会の数を 3 つにすべきとの意見集約もなされました。3 つは、総務文教・厚生・産業建設であります。

なお、このことにより、議員定数条例及び委員会条例の改正が必要となることを申し添えます。

### 3. 議員報酬について

市民アンケートでは、現行の 38 万 4 千円に対して「現在の社会情勢から見ると高すぎる」という回答が 65% を占めました。とはいえ、市議会議員には、地方分権が進む中で審議能力を強化し、間断なく調査研究を行い、政策を提言していくことが求められており、その活動の裏付けとしても一定の報酬は必要と考えられます。ただ、議員としての職責と活動に見合った報酬額について、その明確な積算根拠を示すことは困難を極めます。本委員会では、全国の類似自治体との比較検討により、また定数削減を決定したことも含めて検討した結果、『**現行の報酬額を維持すべき**』との結論に達しました。

また、本委員会では、議員報酬の議論において、各種審議会等に出席した際に支給される報酬の受給についても議論いたしました。委員会としては、『報酬を辞退する方向で検討すべき』との意見で集約されたところであります。なお、条例上支給を定めた報酬を議員が辞退することは公職選挙法に抵触するため、支給を行わない旨の条例（※）改正が必要となることを申し添えます。

（※）議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

### 4. 政務活動費について

当市の政務活動費は月額 1 万円であり、全国の類似自治体と比較しても決して高い水準にはありません。委員会の協議では、類似自治体との比較のほか、議員が一層の資質向上を図るためにも、自主的な情報公開を前提に上げるべきとの意見が多数を占め、一度は増額すべきとの方向性を打ち出しました。

しかしながら、市民アンケートの結果では、「現状維持」が 28.3%、「報酬で十分であり不要」が 54.5% と、増額を望まない声が 8 割を超えたほか、政務活動費のあり方についても厳しいご意見を頂いたところです。

この結果を踏まえて、委員会で再度協議した結果、増額に対して市民の理解は得られないとの判断から『現状を維持すべき』との結論に至ったところであります。

ただ、議員の資質向上は、アンケート結果から強く求められていることも事実であります。公的機関が開催する議員研修会に参加、あるいは個々の議員がテーマとする問題について先進地を視察できる手立てを講じていただけるよう、議長から当局に対して要請していただくことを本委員会として要望いたします。

## 5. 議員の政治倫理について

政治倫理の協議に先立ち、平成 22 年に議員政治倫理条例を制定、施行している埼玉県行田市議会への研修視察を実施し、条例制定の目的や条例の体系、留意点などについて理解を深めてまいりました。

議員の政治倫理については、議会基本条例に基本姿勢を謳っております。議会基本条例に基づき、政治倫理の確立と向上に努めていくには、その指針となるべきものが必要との理由から、委員会としては『政治倫理条例を制定すべき』との結論に達しました。

本来であれば、その結論に基づき、条例素案を提示すべきところでありますが、限られた時間の中で素案の作成までは至りませんでした。このようなことから、委員会の一致した意見として、政治倫理条例の制定を目的とする組織を設置することを要望いたします。

## 6. 終わりに

以上が本委員会の調査結果の報告となりますが、本委員会の報告を更に更に議論を深めなければならない項目もあります。長時間にわたる議論の末、委員会としては一定の結論を出したわけではありますが、引き続き議会活性化に向けて更に議論を深めていかなければなりません。

最後になりますが、当委員会で実施した市民アンケートでは、議員定数や議員報酬、政務活動費に対する厳しい意見とあわせて、議会や議員の活動が見えない、またその活動に満足していないという意見を多数いただきました。これらの意見を重く受け止め、今後議会の活性化を更に進めることで、議会本来の機能を十分に発揮し、市民の声にしっかりと応えていくことが重要であると考えております。